

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第14号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種 類	路線名	区 間	種 類	路線名	区 間
[略]			[略]		
一般国道	4号	一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から二戸市釜沢字山道地内青森県境まで	一般国道	4号	一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から二戸市釜沢字山道地内青森県境まで
		奥州市水沢区東中通二丁目115番1から佐倉河字白井坂35番1まで			西磐井郡平泉町平泉字佐野原136番1から字森下7番まで
		<u>花巻市高木第22地割12番1</u> から西宮野目第11地割88番1まで			奥州市水沢区東中通二丁目115番1から佐倉河字白井坂35番1まで
		[略]			<u>花巻市山の神465番2</u> から西宮野目第11地割88番1まで
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。